

平成27年 9 月 7 日提出

熊本市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模
に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模に関する基
準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模に関する基
準を定める条例（平成26年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条第1項第3号ハ」を「第15条第1項第4号ハ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

水防法等の一部を改正する法律（平成27年法律第22号）の施行による水防
法（昭和24年法律第193号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があ
る。

これが、この条例案を提出する理由である。